

## 共助の基盤づくり事業における公募型プロポーザル実施要領

共助の基盤づくり事業の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

### 1. 目的

身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、地域で支える基盤の構築及び提供することを目的とする。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 共助の基盤づくり事業
- (2) 業務内容 別に定める共助の基盤づくり事業業務仕様書によるものとする。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで  
※初年度契約時に覚書（3年間）を交わし、覚書の期間中は毎年度随意契約を行うものとする。
- (4) 委託費用限度額 金5,800,000円（消費税及び地方消費税額込）
- (5) 実施場所 宇和島市吉田地域。ただし、業務の目的が達成した場合においては、他の日常生活圏域で実施するものとする。
- (6) 事業担当課  
〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地  
宇和島市高齢者福祉課 地域包括支援センター  
電話番号 0895-24-1111（内線3107）  
E-Mail hokatsu@city.uwajima.lg.jp

### 3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 宇和島市に拠点を有する社会福祉法人であること。
- (2) 令和5年3月31日以前から宇和島市内において、介護保険サービスや障害福祉サービス等社会福祉事業を実施していること。
- (3) 社会福祉事業に必要な経営基盤と社会的信用を有していること。
- (4) 事業資金の確保が確実に担保され、長期的に適正で安定した事業運営ができること。
- (5) 介護保険法第78条の2第4項各号に該当しない者であること。
- (6) 法人所轄庁及びサービス事業所所轄庁から重大な文書指摘又は重大な行政処分を受けていないこと。
- (7) 宇和島市暴力団排除条例（以下、「市暴排条例」という。）第2条に規定する暴力団、暴力団員またはこれらの者と密接な関係にある者及び市暴排条例に反する行為を行う者でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

### 4. 参加資格確認申請書の交付及び提出期限等

#### (1) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）を作成し、次の①～⑤の書類を添付し令和6年2月13日（火）から2月29日（木）までの午前8時30分から午後5時15分までに関係書類とともに持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

- ①法人の概要、沿革等（パンフレットがあれば添付）
- ②定款
- ③納税証明書（提出日の1ヶ月前まで有効）
- ④決算書類等の写し（事業活動収支計算書、資金収支計算書、貸借対照表、財産目録ほか事業報告等を添付）

- ⑤納税状況調査及び暴力団員等調査同意書
- (2) 申請書交付期間  
令和6年2月13日(火)から2月29日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 申請書の交付場所及び提出場所  
2. (6) に規定する事業担当課とする。また申請書については宇和島市ホームページからダウンロードも可能。
- (4) 参加資格確認結果の通知  
令和6年3月4日(月)までに公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式2)により通知する。

## 5. 質問の提出期限等

- (1) 提出期限  
令和6年2月20日(火)午後5時15分まで
- (2) 提出場所  
2. (6) に規定する事業担当課
- (3) 提出方法  
質問書(様式3)を作成し、電子メールにて提出すること。
- (4) 質問に対する回答  
令和6年2月22日(木)午後5時15分までに質問者へ書面(電子メール)で回答するとともに、事業担当課のホームページに掲載する。ただし、本業務の受託候補者の選定において、公平性を保てないと判断される質問については、回答、公表しない場合がある。

## 6. 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

次の①～⑤の書類を提出すること。

(①～④は原本を1部、写しを5部それぞれ提出し、⑤は原本を1部提出すること。)

提出書類の用紙は、A4サイズ(一部A3サイズ折込み可)、縦型・横書き・片面・左とじを基本とする。

①企画提案書提出届(様式4)

②業務の実施体制(様式5)

「コーディネーター」を1名以上配置し、予定スタッフについては全員記入すること。

③担当者の経歴(様式6・担当者ごとに作成)

④企画提案書(様式任意)

ア 仕様書を基に、当該事業受託に当たっての基本的な考え方や運営方法等について記載すること。

イ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。

ウ その他、PR及び独自提案がある場合には、添付可能とする。

⑤見積書(様式7)

仕様書に基づき、本業務に係る見積書(税込・捺印)を提出すること。

### (2) 提出期限

令和6年3月13日(水)午後5時15分まで

### (3) 提出場所

2. (6) に規定する事業担当課

### (4) 提出方法

令和6年3月4日(月)から3月13日(水)までの午前8時30分から午後5時15分までに関係書類とともに持参又は郵送(配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

### (5) その他

①受領した提出物は返却しないものとする。また、書類等の追加提出は認めないものとする。

## 7. 企画提案書等の審査方法及び評価基準

### (1) 審査会の設置

応募申請書類等の審査、評価及び特定を行うため、宇和島市共助の基盤づくり事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (2) 審査項目及び評価基準

①応募申請書類等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準（別紙 共助の基盤づくり事業評価基準）に基づき審査及び評価を行う。

- ア 社会福祉事業に係る実績
- イ 業務実施体制
- ウ 企画提案書等の提案内容
- エ 価格

②審査については書類による審査の他、必要に応じて応募者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

### (3) 受託候補者の特定

①審査会において、(2)の審査項目及び評価基準により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、評価点の合計が基準点に達した者について、評価点の合計により順位を決定し、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。

②応募者が1者のみの場合でも、審査会の評価結果により、評価点の合計が基準点に達した者であり提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものと判断できるときは、当該者を受託候補者として特定する。

### (4) 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、速やかに応募者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

- ① 審査結果
- ② 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

### (5) 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、受託候補者名を公表するものとする。

## 8. 契約に関する基本事項

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、業務仕様書を作成するものとし、当該業務仕様書に基づく見積書を徴収した後、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

## 9. スケジュール

### (1) 募集要領の配付

令和6年2月13日(火)～2月29日(木)

### (2) 質問の受付

令和6年2月13日(木)～2月20日(火)

### (3) 質問の回答・公表

令和6年2月13日(火)～2月22日(木)

### (4) 参加資格確認申請書提出期限

令和6年2月13日(火)～2月29日(木)

### (5) 参加資格確認結果通知 令和6年3月4日(月)

### (6) 企画提案書提出期間 令和6年3月4日(月)～3月13日(水)

### (7) 審査 令和6年3月中旬

### (8) 審査結果通知 令和6年3月中旬

### (9) 業務委託契約締結 令和6年4月1日予定

## 10. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領に違反した場合
- (3) 企画提案書等に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (4) 最低水準点を設けた項目において、各審査委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (5) 公正を欠いた行為があったとして審査会が認めた場合
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (7) 契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (8) 複数の業者による連合体で書類を提出した場合

#### 11. その他

- (1) 本件に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された応募申請書類等は返還しない。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) 当該事業に係る予算が議決されない場合等、契約手続等を中止する場合がある。
- (6) 契約の締結にあつては、宇和島市が用意する契約書を使用する。